

「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」に係る  
福岡県推薦事業所選定要綱

(目的)

第1条 職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とした「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」へ福岡県から推薦する事業者を選定することを目的とする。

(推薦対象者)

第2条 介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた介護事業者とする。

(被推薦候補者の推薦)

第3条 市町村長及び事業者団体の長は、被推薦候補者がいる場合、別に定める様式により被推薦候補者を期日までに知事に推薦するものとする。

2 市町村長及び事業者団体の長は、被推薦候補者がいる場合、国が定める様式を期日までに知事に提出するものとする。

3 国に自薦する事業者は、国が定める期日までに必要な様式を厚生労働省老健局事務局に提出するものとする。なお、国に自薦する事業者は、県が指定する様式により、役員一覧を期日までに知事に提出するものとする。

(推薦事業者の選定)

第4条 知事は、第3条第1項の規定により推薦のあった事業者、及び厚生労働省が実施する公募に自薦した事業者であって、厚生労働省から申請内容に不備がないとして県に申請書の送付があった事業者について、別に定める「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」に係る福岡県推薦事業所選定要領に基づき推薦事業者を選定する。

(被推薦者の範囲)

第5条 知事は、次に掲げる要件を満たした者を推薦するものとする。

(1) 介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた者。

なお、介護サービス事業所・施設等については、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づく介護サービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含むこととする。

(2) 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令を遵守していること。

- (3) 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国に提出する推薦調書の作成に協力し、審査の過程において国から追加資料の提出や内容の照会があった場合に対応できる者。なお、必要書類の提出に際しては、国が紙媒体による提出を指示した場合を除き、電子媒体のみの受付とする。
- (6) 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した場合、国が開催する表彰式及び内閣総理大臣との意見交換会に、事業者の代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者の出席に協力できる者。

（推薦の取消）

第6条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、推薦を取消することができるものとする。

- (1) 提出された資料等の内容に虚偽があるとき
- (2) 当該介護サービス事業所・施設等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚したとき
- (3) その他知事が必要と認めるとき

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。